

2022年1月7日

各位

株式会社 みちのく銀行

ローン各種取引規定改訂のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
今般、ローン各種取引規定を一部改訂しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改訂対象規定

- ・ <みちのく>無担保ローン取引規定
- ・ <みちのく>Web 無担保ローン取引規定
- ・ <みちのく>Web フリーローン取引規定

2. 改訂内容

当行では、2022年1月17日よりシニアローンの発売を開始致します。

発売に伴いまして、隔月返済を取扱い致しますので返済方法に関する条項を含む「金銭消費貸借契約約款」を改訂します。

※具体例は別紙、新旧対比表をご参照ください。

3. 改定日

2022年1月17日（月）

以上

【別紙】

新旧対比表 <みちのく>無担保ローン取引規定 抜粋

金銭消費貸借契約約款

項目	新	旧																		
金銭消費貸借契約約款 第1条（借入要項）	3. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく 毎回 の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。	3. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく毎月の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。																		
第2条（元利金返済額等の自動支払）	2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を 毎回 の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。	2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。																		
第3条（繰り上げ返済）	1. 借主は期限前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。ただし、一部を繰り上げて返済するときの返済日は、 毎回 の返済日とし、かつ返済日の3日前までに銀行へ通知するものとします。	1. 借主は期限前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。ただし、一部を繰り上げて返済するときの返済日は、毎月の返済日とし、かつ返済日の3日前までに銀行へ通知するものとします。																		
	4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="391 1232 901 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>毎回返済の み</th> <th>半年ごとの増 額返済併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰り上げ返済できる金額</td> <td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td> <td>下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎回の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金</td> </tr> <tr> <td>返済期日の繰り上げ、または返済額の減額</td> <td colspan="2">返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎回または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。</td> </tr> </tbody> </table>		毎回返済の み	半年ごとの増 額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた 毎回 の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金	返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに 毎回 または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。		4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="981 1232 1508 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>毎月返済のみ</th> <th>半年ごとの増 額返済併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰り上げ返済できる金額</td> <td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td> <td>下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金</td> </tr> <tr> <td>返済期日の繰り上げ、または返済額の減額</td> <td colspan="2">返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。</td> </tr> </tbody> </table>		毎月返済のみ	半年ごとの増 額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金	返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。	
	毎回返済の み	半年ごとの増 額返済併用																		
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた 毎回 の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金																		
返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに 毎回 または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。																			
	毎月返済のみ	半年ごとの増 額返済併用																		
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金																		
返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。																			

<p>第4条（元利金の返済方法）</p>	<p>1. 利息は各返済日に後払いするものとします。</p> <p>（1）-1 毎月返済</p> <p>毎月返済部分の利息は「毎月返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p> <p>（1）-2 隔月返済の場合</p> <p>毎月返済部分の利息は「毎月返済部分の元金残高×年利率×12分の2」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p>	<p>1. 利息は各返済日に後払いするものとします。</p> <p>（1）毎月返済部分の利息は「毎月返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p>
	<p>2. 毎回の元利金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の元利金返済額は上記1の利息の計算上、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回の元利金返済額についても利息計算端数調整のため、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。</p>	<p>2. 毎月の元利金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の元利金返済額は上記1の利息の計算上、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回の元利金返済額についても利息計算端数調整のため、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。</p>
	<p>3. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎回の返済額に加えて返済するものとします。毎回の増額返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の増額返済額は上記1の利息の計算上、毎回の増額返済額と異なる場合があります。また、最終の増額返済額についても利息計算の端数調整のため、毎回の増額返済額と異なる場合があります。</p>	<p>3. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。毎回の増額返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の増額返済額は上記1の利息の計算上、毎回の増額返済額と異なる場合があります。また、最終の増額返済額についても利息計算の端数調整のため、毎回の増額返済額と異なる場合があります。</p>
<p>第5条（借入利率）</p>	<p>5.（元利金返済額の見直し）</p> <p>基準日の属する月の翌々月（6月および12月）の約定返済日の翌日から適用される返済額については、前条による適用金利の変更の有無にかかわらず、毎月返済の部分、半年毎増額返済の部分とも、元利金返済額を適用金利、借入残高、残存期間等に基づいて、銀行所定の方法で再計算するものとします。</p> <p>なお、前条により適用金利の変更がある場合は、新適用金利で再計算するものとします。</p>	<p>5.（元利金返済額の見直し）</p> <p>基準日の属する月の翌々月（6月および12月）の約定返済日の翌日から適用される返済額については、前条による適用金利の変更の有無にかかわらず、毎月返済の部分、半年毎増額返済の部分とも、元利金返済額を適用金利、借入残高、残存期間等に基づいて、銀行所定の方法で再計算するものとします。</p> <p>なお、前条により適用金利の変更がある場合は、新適用金利で再計算するものとします。</p>

2. <みちのく>Web 無担保ローン取引規定

項目	新	旧																		
金銭消費貸借契約 約款 第1条（借入要項）	4. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく 毎回 の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。	4. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく毎月の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。																		
第2条（元利金返済額等の自動支払）	2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を 毎回 の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。	2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。																		
第3条（繰り上げ返済）	1. 借主は期限前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。ただし、一部を繰り上げて返済するときの返済日は、 毎回 の返済日とし、かつ返済日の3日前までに銀行へ通知するものとします。	1. 借主は期限前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。ただし、一部を繰り上げて返済するときの返済日は、毎月の返済日とし、かつ返済日の3日前までに銀行へ通知するものとします。																		
	4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="359 1137 896 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th>毎回返済のみ</th> <th>半年ごとの増額返済併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰り上げ返済できる金額</td> <td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td> <td>下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎回の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金</td> </tr> <tr> <td>返済期日の繰り上げ、または返済額の減額</td> <td>返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎回または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		毎回返済のみ	半年ごとの増額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた 毎回 の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金	返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに 毎回 または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。		4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="986 1137 1508 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th>毎月返済のみ</th> <th>半年ごとの増額返済併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰り上げ返済できる金額</td> <td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td> <td>下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金</td> </tr> <tr> <td>返済期日の繰り上げ、または返済額の減額</td> <td>返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金	返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。	
	毎回返済のみ	半年ごとの増額返済併用																		
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた 毎回 の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金																		
返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに 毎回 または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。																			
	毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用																		
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6ヵ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金																		
返済期日の繰り上げ、または返済額の減額	返済元金に応じて最終期限を繰り上げ、または、最終期限を繰り上げずに毎月または半年ごと増額の返済額を減額するものとします。																			

<p>第5条（元利金の返済方法）</p>	<p>1. 利息は各返済日に後払いするものとします。</p> <p>（1）毎回返済部分の利息は「毎回返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p>	<p>1. 利息は各返済日に後払いするものとします。</p> <p>（1）毎月返済部分の利息は「毎月返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p>
	<p>2. 毎回の元利金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の元利金返済額は上記1の利息の計算上、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回の元利金返済額についても利息計算端数調整のため、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。</p>	<p>2. 毎月の元利金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の元利金返済額は上記1の利息の計算上、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回の元利金返済額についても利息計算端数調整のため、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。</p>
	<p>3. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎回の返済額に加えて返済するものとします。毎回の増額返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の増額返済額は上記1の利息の計算上、毎回の増額返済額と異なる場合があります。また、最終の増額返済額についても利息計算の端数調整のため、毎回の増額返済額と異なる場合があります。</p>	<p>3. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。毎回の増額返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、初回の増額返済額は上記1の利息の計算上、毎回の増額返済額と異なる場合があります。また、最終の増額返済額についても利息計算の端数調整のため、毎回の増額返済額と異なる場合があります。</p>
<p>第6条（借入利率）</p>	<p>5.（元利金返済額の見直し）</p> <p>基準日の属する月の翌々月（6月および12月）の約定返済日の翌日から適用される返済額については、前条による適用金利の変更の有無にかかわらず、毎回返済の部分、半年毎増額返済の部分とも、元利金返済額を適用金利、借入残高、残存期間等に基づいて、銀行所定の方法で再計算するものとします。</p> <p>なお、前条により適用金利の変更がある場合は、新適用金利で再計算するものとします。</p>	<p>5.（元利金返済額の見直し）</p> <p>基準日の属する月の翌々月（6月および12月）の約定返済日の翌日から適用される返済額については、前条による適用金利の変更の有無にかかわらず、毎月返済の部分、半年毎増額返済の部分とも、元利金返済額を適用金利、借入残高、残存期間等に基づいて、銀行所定の方法で再計算するものとします。</p> <p>なお、前条により適用金利の変更がある場合は、新適用金利で再計算するものとします。</p>

3. <みちのく>Web フリーローン取引規定

項目	新	旧								
金銭消費貸借契約 約款 第1条（借入要項）	3. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく 毎回 の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。	3. 銀行は、貸付実行日の後、遅滞なく毎月の返済額その他銀行が定める事項が記載された返済予定表を借主に送付します。								
第3条（繰り上げ返済）	<ol style="list-style-type: none"> 借主は最終の返済日前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができる（以下当該返済を「期限前返済」という。）ものとします。ただし、本契約による債務につき期限前返済をすることができる日は、毎回の返済日とし、かつ期限前返済を行う返済日の3営業日前までに銀行へ通知するものとします。 借主が繰り上げ返済／期限前返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。 一部繰り上げ返済／期限前返済をする場合は、前2項によるほか、下表の通り取り扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="370 1046 904 1720"> <tr> <td data-bbox="370 1046 486 1335">繰り上げ返済／期限前返済できる金額</td> <td data-bbox="486 1046 904 1335">当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1335 486 1720">返済期日の繰り上げ</td> <td data-bbox="486 1335 904 1720">繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。</td> </tr> </table> 一部繰り上げ返済／期限前返済後の元利金の新返済額は、借入残高、残存期間等により、銀行所定の方法で再計算するものとします。 	繰り上げ返済／期限前返済できる金額	当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額	返済期日の繰り上げ	繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。	<ol style="list-style-type: none"> 借主は最終の返済日前に借入元本残額の全部または一部を繰り上げて返済することができる（以下当該返済を「期限前返済」という。）ものとします。ただし、本契約による債務につき期限前返済をすることができる日は、毎月の返済日とし、かつ期限前返済を行う返済日の3営業日前までに銀行へ通知するものとします。 借主が繰り上げ返済／期限前返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。 一部繰り上げ返済／期限前返済をする場合は、前2項によるほか、下表の通り取り扱うものとします。 <table border="1" data-bbox="965 1046 1500 1720"> <tr> <td data-bbox="965 1046 1082 1335">繰り上げ返済／期限前返済できる金額</td> <td data-bbox="1082 1046 1500 1335">当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 1335 1082 1720">返済期日の繰り上げ</td> <td data-bbox="1082 1335 1500 1720">繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。</td> </tr> </table> 一部繰り上げ返済／期限前返済後の元利金の新返済額は、借入残高、残存期間等により、銀行所定の方法で再計算するものとします。 	繰り上げ返済／期限前返済できる金額	当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額	返済期日の繰り上げ	繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。
繰り上げ返済／期限前返済できる金額	当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額									
返済期日の繰り上げ	繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。									
繰り上げ返済／期限前返済できる金額	当該繰り上げ返済／期限前返済日に続く月単位の返済元金の合計額									
返済期日の繰り上げ	繰り上げ返済／期限前返済後の返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済／期限前返済後に適用する利率は、本 Web フリーローンのお申込みの手続きにおいて借主が同意した借入利率と変わらないものとします。									

<p>第4条（元利金の返済方法）</p>	<p>第4条（元利金の返済方法）</p> <p>1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。</p> <p>(1) 毎回返済部分の利息は「毎回返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p> <p>(2) 毎回の元金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、借入日から第1回返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割で計算します。このため第1回返済額は毎回の返済額とは異なる場合があります。</p> <p>(3) 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。</p>	<p>第4条（元利金の返済方法）</p> <p>1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。</p> <p>(1) 毎月返済部分の利息は「毎月返済部分の元金残高×年利率×12分の1」で計算します。ただし、利息支払期間が1ヵ月に満たない場合は1年を365日とした日割計算とします。</p> <p>(2) 毎月の元金返済額は元金と利息の合計が均等になるものとします。ただし、借入日から第1回返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割で計算します。このため第1回返済額は毎回の返済額とは異なる場合があります。</p> <p>(3) 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。</p>
----------------------	---	---

以上